

戸別受信機廃止届

令和 年 月 日

（あて先）川崎市 市長

川崎市防災行政無線（戸別受信機）設置、管理、運用要領の第20条に基づき、次の理由により廃止いたしたく、戸別受信機を返還いたします。また、記載した個人情報等は、戸別受信機の管理、保守、点検及び修繕での利用、試験放送等の聴取状態調査での利用、並びに、市役所及び区役所の防災関係部署で戸別受信機の設置状況の把握に利用することに同意します。

（設置していた方の記入欄）

廃止	所属組織の名称 （町内会名・会社名など）	
	設置していた方のお名前	
	設置していた場所の所在地・施設名称	（〒 - ）川崎市 区
	設置していた方の電話連絡先	
	廃止する理由	

※1台の廃止につき1枚を記入し提出してください。

※市で設置した戸別受信機等は市で回収しますので、御連絡ください。（電話連絡先：危機管理本部担当 200-2856）（施設、組織等の管理者が購入した戸別受信機については、各自での処分をお願いします。）

※機器の廃止完了時に、必要事項を記入して危機管理本部へ提出してください。

（提出先）

①FAX提出の場合： FAX：200-3972

②郵送の場合： 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1 川崎市危機管理本部 宛て

（危機管理本部記入欄）

設備確認（本体、付属設備） 良 不足（ ）

受信機製造番号：令和 年 月 日 確認

担当	係長	課長
----	----	----